

二輪車のナンバープレートの様式の見直し及び
希望ナンバー制導入に係るワーキンググループ[°]

とりまとめ（案）

国土交通省物流・自動車局自動車情報課

令和 6 年〇月

1. 二輪車のナンバープレートの現状及び課題

排気量が 125cc を超える二輪車は、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）により、ナンバープレートの表示が義務づけられている。また、小型二輪と軽二輪とでナンバープレートの大きさは同一であるが、様式は別に定められている。

現行の番号様式においては、地域ごとの同一番号（指定 4 衢番号）の払い出し能力が限られており、すでに一部の地域では、近い将来番号が払底する見通しとなっている。このため、二輪車のナンバープレートの払底対策としての様式の見直しを行うことが急務となっている。

また、二輪車のナンバープレートは、分類番号の桁数が四輪車より少なく、そのため交付可能枚数に限りがあり、「希望番号制度」を導入した場合、早々に人気の高い番号が底を打つ恐れがあることから、これまで二輪車では「希望番号制度」の導入を見送ってきたところである。一方で、二輪車ユーザーを中心に二輪車への「希望番号制度」を期待する声が多くあったところでもある。

こうした事情を背景に、本ワーキンググループでは、二輪車のナンバープレートの払底対策としての様式の見直しに関する検討を行うとともに、様式の見直しにより同一番号（指定 4 衢番号）の払い出し能力が拡大されることになるため、そのメリットの活用による「希望番号制度」の導入とその具体化の方策の検討を進めてきた。

【参考】二輪車のナンバープレートの見方（現行）

○小型二輪



自家用 :	(1) あいうえかきくけこさすせそたちつてとなにぬねのはひふほまみむめもやらるを (36種類)
	(2) 次に掲げる文字をその順序により組み合わせたもの
イ. CLV	
ロ. (1) に掲げる文字	
事業用 :	ゆりれ
貸渡（レンタカー）用 :	ろわ
駐留軍の軍人等が使用する自家用車用 :	ABEHKMTY よ

○軽二輪



分類番号（自動車の用途等による区分）	1、2 二輪自動車
自家用 :	あいうえかきくけこさすせそたちつてとなにぬねのはひふほまみむめもやゆよらるろを (39種類)
事業用 :	りれ
貸渡（レンタカー）用 :	わ
駐留軍の軍人等が使用する自家用車用 :	AB

2. ナンバープレートの新様式について

本ワーキンググループでは、想定される運用可能年数とともに、①二輪車の設計・製造への影響、②ナンバープレートの製造ラインへの影響、③ナンバープレートの製造における技術的課題、④視認性の確保、といった課題について整理しながら、新様式について総合的に検討した。

まず今回の検討においては、二輪車の設計・製造への影響を考慮し、プレート自体のサイズは変更しないこととし、それを前提として、考え得る複数の案(参考資料1)を比較しながら検討を行った。その結果、長期にわたる運用が可能であり、数字4桁の視認性が確保され、プレートの金型変更への影響や関係するシステムへの影響が比較的少ないという観点から以下の様式が適当であると考えられる。

なお、地域名表示の文字については、現行の様式では1文字ごとに大きさが決まっているが、新様式では、小型二輪の場合は自家用又は事業用の別等を表示するローマ字の後ろに、軽二輪の場合は分類番号の後ろの桁に数字を追加することにより地域名表示箇所の大きさが縮小されることとなるため、1文字ごとの大きさについては一定の幅を持たせることとして、地域名表示全体の大きさを定め、その中でレイアウトできるようにするなど、視認性維持及び金型作成に支障が生じないよう配慮すべきである。

<様式の見直しの概要>

【現行】

○小型二輪 … 4個（自家用・事業用の別等を表示するローマ字：無し、C、L、V）



36個（自家用・事業用の別等を表示する平仮名）

○軽二輪 … 2個（分類番号：1、2） × 39個（自家用・事業用の別等を表示する平仮名）



【新様式】

○小型二輪の場合

(現行)



(変更後) C,L,V以外のローマ字（10文字）も使用可能とし、
C,L,Vの後ろに0～9の数字を追加する



○軽二輪の場合

(現行) 分類番号：1又は2



(変更後) 分類番号：4,5,7も使用可能とする

分類番号の後ろの桁：0～9の数字を追加する



3. 二輪車への希望番号制度の導入について

前述のとおり、今回、ナンバープレートの様式を見直すことにより、同一番号の払い出し能力が拡大されるため、かねて二輪車ユーザーの要望が多かった希望番号制度を導入する条件が整うこととなる。希望番号制度を導入することによって、ナンバープレートに対する愛着が深まることや二輪車販売の活性化につながるなどのメリットがあるものと考えられることから、本ワーキンググループでは、ナンバープレートの新様式の導入にあわせて、二輪車への希望番号制度を導入することが望ましいと結論づけ、(一社)全国自動車標板協議会（以下、「全標協」という。）が実施したユーザーアンケート調査の結果（参考資料2）も参考にしつつ、導入のための方策についても検討した。

① 希望番号の申込フローについて

まず、希望番号の申込フローについて、現在四輪車で運用されている申込みフロー（参考資料3）を参考に検討を行った。二輪車においても、四輪車と同様のフローにより運用することが適当であると考えられ、今後、申込システムを構築する際には、四輪車のシステムが備えるものと同様の機能を導入する方向で検討すべきである。

また、四輪車では、一連指定番号については連続する番号のナンバープレートをまとめて製造することで生産の効率化が図られており、一連指定番号と希望番号のナンバープレートが混在することを防ぐために、分類番号によりすみ分けを行

っているところである。二輪車においても、希望番号の導入にあたっては、一連指定番号の生産効率の低下を招くことがないよう分類番号等によるすみ分けを行うなどの工夫を行うべきである。

② 抽選対象とする番号について

四輪車では、特に人気が高い一部の番号は、抽選対象としているところであるが、二輪車でも一部の番号に人気が集中することが予想される。そのような番号については、早期に払底してしまうこと防ぐ観点から、抽選対象とすることが適当であると考えられる。

全標協が実施したユーザーアンケート調査の中で、希望番号制度が導入された場合に取り付けたい番号を調査したところ、「7777」「1111」「1234」「1」「8888」といった番号が上位であった※。ただし、地域により希望が集中する番号が異なることも想像されるため、抽選対象とする番号については、ユーザーアンケート調査の結果や、各地域における頒布の状況（頒布申込みが多い番号）等を総合的に判断し、ナンバープレート地域名表示単位ごとに決定することが適当である。

なお、抽選対象番号については、番号の払出し実績等を見ながら、その時々の状況に応じて、追加又は削除を行うことも考えられる。ユーザーの利便性の確保のため、頒布事業者は、ユーザーに対し抽選対象番号の設定状況に関する最新の情報を提供することが望まれる。

※ユーザーアンケートの回答では、「819」「250」「400」「750」「1000」等、二輪車特有のものと思われる番号も見られた。

③ 希望ナンバーの頒布手数料の算定方法について

希望ナンバーの頒布手数料についても、基本的には、一連指定番号の場合と同じく各頒布事業者が独自に算定して設定して頂くことになるが、基本的な考え方としては、四輪車と同様に、需要量（交付見込み枚数）を算出の上、実費を考慮して算定することが適切である。

【参考】自動車登録番号標（登録自動車ナンバープレート）の交付手数料算定の考え方

自動車登録番号標の交付手数料算定の考え方

費用（標板調達費、人件費、管理費等）

＝ 交付手数料

収入（年間交付見込み枚数）

【参考】希望番号制度について（四輪車の場合）

希望番号制度とは、自動車のナンバープレートのうち一連指定番号について、申し出により所有者が希望する番号とする制度である。

一部の番号については、特に人気が高いため、毎週1回抽選（コンピューターによる自動抽選）を行い、当選者のみが取得できることとしている。

■抽選となっている番号の例

1、7、8、88、333、555、777、888、1111、3333、
5555、7777、8888

■希望番号制度の手続き

- ①希望する所有者は、交付代行者に申し込み、希望する番号を予約する。（抽選の場合は、当選した場合に限る。）
- ②所有者は、登録手続きに際し、国に希望番号を予約している旨を伝えることにより、国は当該番号で登録を行う。
- ③所有者は、交付代行者から当該番号のナンバープレートの交付を受ける。

■希望番号制度による交付手数料

【中板、1組】3,910円～4,440円（一連指定番号は、1,450円～1,900円）

■希望番号を取得できる場合

- ・新たに登録する場合（新車・中古車）
- ・引越し等で地域名表示が変更になる場合
- ・ナンバープレートが滅失・毀損した場合 等

4. 導入までのスケジュール

新様式のナンバープレートと希望番号制度の導入のために、今後、自動車登録検査業務電子処理システム（MOTAS）や希望番号システムを改修し、また、標板メーカーにおいては、新様式に対応した自動プレス機を導入する必要がある。

これらのシステムの改修期間は1年間が目安となり、また、自動プレス機の導入については、昨今、半導体等部品の供給不足が続いている状況を考慮すると、2年～2年半ほどを要する見込みである。他方、関係省令・通達等の改正作業を行う必要も生じるが、これらに関しては、1～2年程度の作業期間が確保されていれば、十分に対応可能である。

こうした事情を踏まえ、今後、2年～2年半の準備期間を置いて、令和8年度に新様式のナンバープレートと希望番号制度の導入を行うことが適当であると考えられる。

新様式のナンバープレートと希望番号制度の導入スケジュール（イメージ）

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
国土交通省		関係省令、通達等改正 ←→ R7概算要求	システム改修（MOTAS） ←→	新様式・希望ナンバー制の導入
頒布事業者 プレートメーカー		システム改修（申込システム等） ←→ 新様式対応の自動プレス機の導入（調達） ←→	希望ナンバー料金の決定 ←→	

二輪車のナンバープレートの様式の見直し及び
希望ナンバー制導入に係るワーキンググループ

委員名簿

<委員>

浅井 俊隆（座長）	国土交通省 物流・自動車局自動車情報課長
岡安 雅幸	一般社団法人全国自動車標板協議会 専務理事
北添 篤	一般社団法人日本自動車連盟 新技術調査研究室員
小松 浩之	小松自動車工業株式会社 専務取締役
高井 誠治	国土交通省 物流・自動車局自動車情報課 自動車登録・情報化推進室長
玉虫 智史	株式会社N T Tデータ 第一公共事業本部 モビリティ&レジリエンス事業部 第一システム統括部 開発担当課長
藤村 学	共和工業株式会社 専務取締役

※敬称略・五十音順

本ワーキンググループで検討した具体的方策案（第1回資料より）**具体的方策案1：使用できる数字及びローマ字を追加****1. 小型二輪の場合**

- 未使用的ローマ字のうち、駐留米軍用（8文字）、そもそも視認性の観点からナンバープレートに用いる文字・番号として排除していたもの（5文字）を除き、「最大10文字」が使用可能。
- 想定運用年：約10.4年

(現行) C,L,V+用途平仮名を使用

(変更後) C,L,V以外のローマ字も使用可能とし、用途平仮名部分でローマ字も使用可能とする



(参考) 小型二輪のローマ字使用状況

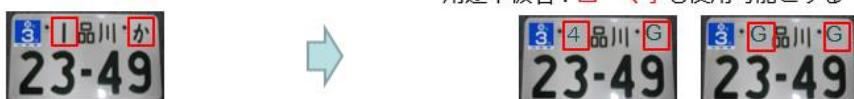
使用中	3字		C			L			V		
駐留軍等	8字	A	B	E	H	K	M	T		Y	
未使用	15字		D	F G	I J	N O P Q R S	U	W X	Z		

…最大使用可能文字（10文字） ※IOSUZ：視認性の観点から使用不可

具体的方策案1：使用できる数字及びローマ字を追加**2. 軽二輪の場合**

- 分類番号のうち、4、5、7の「3文字」が未使用。
- 未使用的ローマ字のうち、駐留米軍用（2文字）、そもそも視認性の観点からナンバープレートに用いる文字・番号として排除していたもの（5文字）を除き、「最大19文字」が使用可能。
- 想定運用年：約25.2年

(現行) 分類番号は1又は2を使用

(変更後) 分類番号：4,5,7とローマ字も使用可能とする
用途平仮名：ローマ字も使用可能とする

(参考) 検査対象外軽自動車の分類番号使用状況

自動車の用途等による区分	分類番号	自動車の用途等による区分	分類番号
二輪自動車	1及び2	四輪貨物自動車	6及び61
三輪自動車	3	四輪乗用自動車	8及び81
被牽引自動車	3	特種用途自動車	0
転入返納	9	特殊用途自動車	0

(参考) 軽二輪のローマ字使用状況

駐留軍等	2字	A B										
未使用	24字		C D E F G H I J K L M N O P Q R S T U V W X Y Z									

…最大使用可能文字（19文字） ※IOSUZ：視認性の観点から使用不可

具体的方策案2-①:用途平仮名の表示場所を移動し、その場所に数字を追加 国土交通省

1. 小型二輪の場合

- 新たに0~9の「10文字」を使用可能
- 想定運用年：約27.6年

(現行) 用途平仮名は右上で表示

(変更後) 用途平仮名は一連番号の左で表示し、右上は0~9の数字を追加する



2. 軽二輪の場合

- 新たに0~9の「10文字」を使用可能
- 想定運用年：約15.0年

(現行) 用途平从名は右上で表示
分類番号は地域名の前

(変更後) 用途平从名は一連番号の左で表示し、右上に0~9の数字を追加する



具体的方策案2-②:用途平从名の表示場所を移動し、その場所に数字を追加 国土交通省

1. 小型二輪の場合

- CLV以外のローマ字「10文字」も使用可能
- 新たに0~9の「10文字」を使用可能
- 想定運用年：約96.7年

(現行) 用途平从名は右上で表示

(変更後) C,L,V以外のローマ字も使用可能とし、用途平从名は一連番号の左で表示し、右上は0~9の数字を追加する



2. 軽二輪の場合

- 分類番号に、「4,5,7」も使用可能
- 新たに0~9の「10文字」を使用可能
- 想定運用年：約37.4年

(現行) 用途平从名は右上で表示
分類番号は地域名の前

(変更後) 分類番号：4,5,7も使用可能とする
右上：0~9の数字を追加する



具体的方策案3-①:用途平仮名の表示場所を移動せず、ローマ字の後ろに数字を追加



国土交通省

1. 小型二輪の場合

- 新たに0~9の「10文字」を使用可能
- 想定運用年：約27.6年

(現行)

(変更後) CLVの後ろに0~9の数字を追加する



2. 軽二輪の場合

- 新たな桁に0~9の「10文字」を使用可能
- 想定運用年：約15.0年

(現行) 分類番号は1又は2

(変更後) 分類番号の後ろの桁：0~9の数字を追加する



具体的方策案3-②:用途平仮名の表示場所を移動せず、ローマ字の後ろに数字を追加



国土交通省

1. 小型二輪の場合

- CLV以外のローマ字「10文字」も使用可能
- 新たに0~9の「10文字」を使用可能
- 想定運用年：約96.7年

(現行)

(変更後) C,L,V以外のローマ字も使用可能とし、CLVの後ろに0~9の数字を追加する



2. 軽二輪の場合

- 分類番号に、1又は2以外に「4,5,7」も使用可能
- 新たな桁に0~9の「10文字」を使用可能
- 想定運用年：約37.4年

(現行) 分類番号は1又は2

(変更後) 分類番号：4,5,7も使用可能とする

分類番号の後ろの桁：0~9の数字を追加する



二輪車の希望ナンバー制の需要調査について（第3回資料より）

二輪車の希望ナンバー制の需要調査について

令和5年12月20日

一般社団法人 全国自動車標板協議会

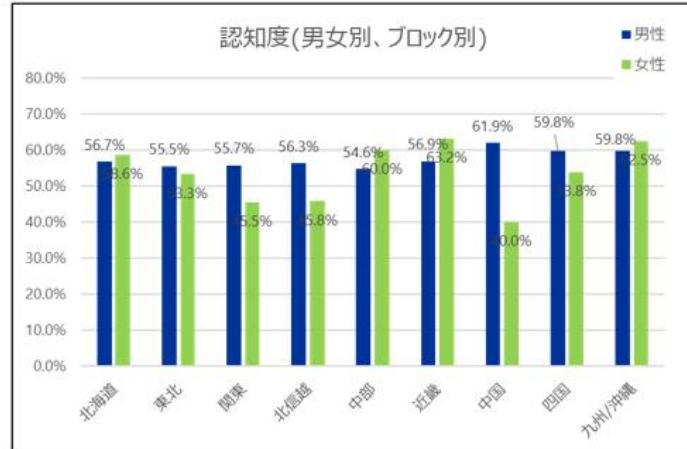
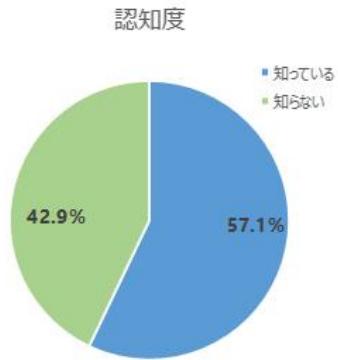
1. 二輪車の希望ナンバー制の需要調査における方針

二輪車の希望ナンバー制について、需要や価格帯等を把握するため需要調査を実施した。

調査方法	インターネット調査により二輪車保有者、または将来の購入予定者に対し、検討している制度について国民の反応を確認する
調査実施方法	<ul style="list-style-type: none"> ■ インターネット調査 ● インターネット調査をしている調査会社のURLを活用 ● 対象者は当該調査会社に登録するモニターによる回答 <p>■ 調査ステップ</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 予備調査：調査対象者の条件に合うモニターを抽出 ② 本調査：抽出された調査対象者にアンケートを実施
各分類内訳	回収数
1 軽二輪保有者	808
2 小型二輪保有者	718
3 軽二輪購入予定者	255
4 小型二輪購入予定者	291
合計数	2,072
調査対象者の条件	<ul style="list-style-type: none"> ● 満16歳以上の方(性別は問わない) ● 軽二輪車、小型二輪車を保有している方、または今後軽二輪車、小型二輪車の購入を予定している方 ● モニター数：合計2,072の回答実績 ● 回答者の分布エリア：9ブロックに分けて回答(1ブロックあたり約230) 9ブロック(北海道、東北、関東、北信越、中部、関西、中国、四国、九州/沖縄)
調査期間	令和5年9月29日～10月1日
主な調査項目	<ul style="list-style-type: none"> ・二輪車の保有状況・購入予定 ・二輪車の希望ナンバー制の認知度 ・二輪車の希望ナンバー制の取り付け意向 ・二輪車の希望ナンバー制の価格帯

2. 二輪車の希望ナンバー制導入の認知度

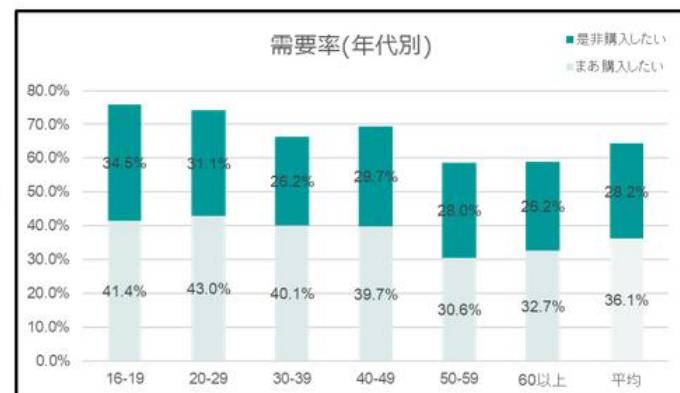
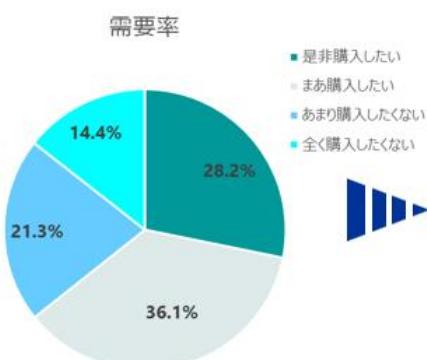
軽二輪車、小型二輪車に二輪車の希望ナンバー制導入が検討されていることの認知度は57.1%と半数以上である。



2

3. 二輪車の希望ナンバー制の需要率

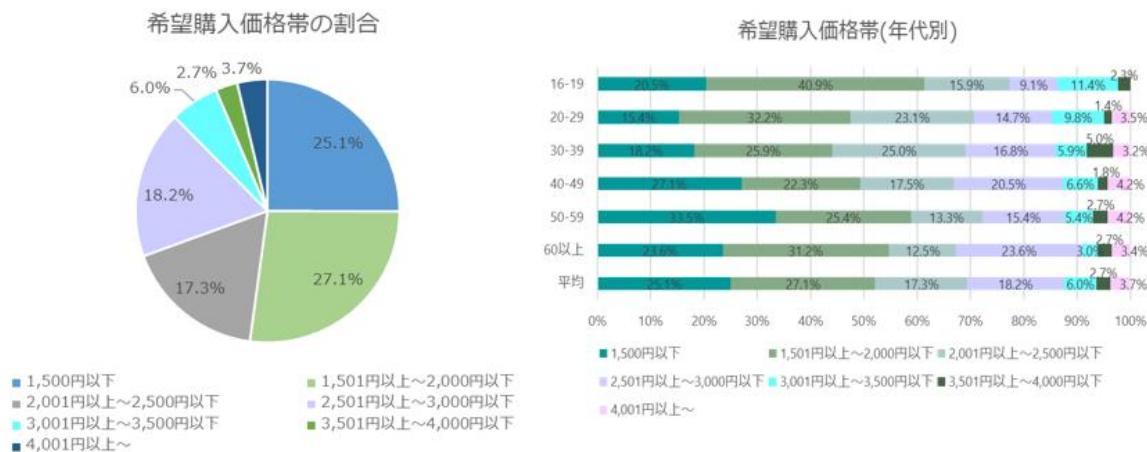
二輪車の希望番号の購入需要率は、是非購入したい・まあ購入したいを含めると64.3%である。



3

4. 二輪車の希望ナンバー制導入の希望購入価格帯

二輪車の希望番号の希望購入価格帯は、2000円以下が52.2%と半数以上である。20代及び30代は1,501円～2,500円以下で半数を超える一方、その他の年代では2,000円以下で半数を超える価格帯を選択している。

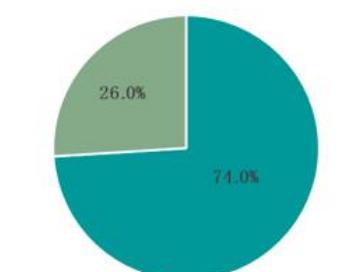


4

5. 二輪車の希望ナンバー制導入の価格設定について

二輪車の抽選番号と一般希望番号の手数料に差異を設けることについては74%が差異を設けてもよいと回答している。

二輪車の抽選対象希望番号手数料と一般希望番号手数料で
差異を設けることについての是非



需要率(手数料の設定別)



■ 差異を設けてもよい ■ 差異を設けるべきではない

左グラフを3ページ需要率で分類。

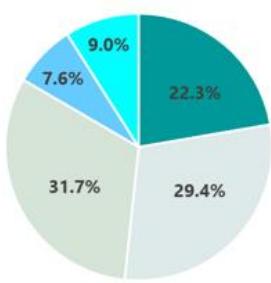
「差異を設けても良い」と考える回答者のうち、購入意思のある(是非購入したい、まあ購入したいと回答)回答者は70%以上に対し、「差異を設けるべきではない」と考える回答者は40%程度にとどまった。

5

6. 二輪車の図柄入りナンバープレート制度導入について

二輪車の図柄入りナンバープレートの制度導入について、51.7%が導入してほしい(是非導入してほしい、まあ導入してほしいと回答数の合計)と回答している。

図柄入りナンバープレート制度導入の需要率

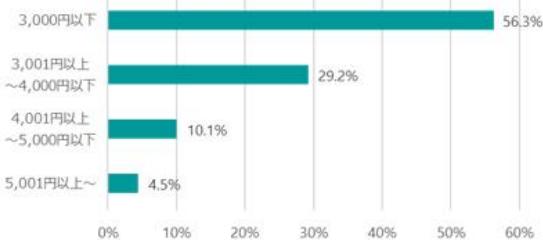


二輪車の図柄入りナンバープレート需要率(年代別)



二輪車の図柄入りナンバープレート需要(購入価格帯)

全体	N	%
	2,072	
1 是非導入してほしい	462	22.3%
2 まあ導入してほしい	610	29.4%
3 どちらともいえない	656	31.7%
4 あまり導入してほしくない	157	7.6%
5 導入してほしくない	187	9.0%



6

7. 二輪車の抽選対象希望番号の当選者の決定方法について

二輪車の抽選対象希望番号の当選者の決定方法については、自動車の抽選対象希望番号と同様の「抽選」という回答が最も多かった。

その次に、「オークション方式」という回答が多く見られた。

また、少数意見の中には、「くじ」、「先着順」、「運転歴」という回答もあり、その他にも、年齢順、車両の登録年数順、申込回数順等の回答があった。

(自由記述式回答)

7

希望ナンバー申し込みフローについて（四輪車）（第2回資料より）

